

戸籍記載事項証明（郵送申請に必要な書類手順等）

●郵送申請が可能となる対象者は、[当館管轄](#)内の遠隔地（当館から100マイル以上）に居住される方、高齢者、身体に障害のある方等特別な事情のある方になります。

【戸籍記載事項証明の郵送申請に必要な書類】

（1）申請書 [申請書ダウンロード](#)

※交付の際に、引換券の代わりとして申請書のコピーを提示していただきますので、郵送前に必ずコピーをとっておいてください。

（2）当事者全員の有効なパスポートのコピー

- ・法定代理人が子の代理申請をする場合、法定代理人と子のパスポート
- ・顔写真のページのみ。訂正欄がある場合はそのページのコピーも必要

（3）発行から6ヶ月以内の戸籍謄（抄）本 1通（コピーは不可）

（4）外国名が含まれる場合、綴りを確認できる公文書（旅券、出生証明書等）のコピー

（5）米国滞在資格（グリーンカード、査証、I-20等）のコピー

（6）病気や身体に障害があり、郵送での申請を希望する方は、医者からのレター等

上記の書類を郵送で以下の宛先までご送付ください。

宛先：CONSULATE-GENERAL OF JAPAN IN LOS ANGELES

350 S. GRAND AVE., SUITE 1700

LOS ANGELES, CA 90071

郵送での申請書を当館で受理後、証明書発給の準備が整い次第、当館より証明書受取日のご連絡を差し上げます。万が一、当館より連絡がない場合には、当館領事班（213-617-6700）までご連絡ください。郵送での受領はできませんのでご注意ください。

（注）郵便物の不着や紛失に関して当館では責任を負いかねますので、ご了承ください。配達証明付郵便をご利用いただくことをお勧めします。

【証明書受領時に必要な書類】

（1）申請者のパスポート

（2）手数料[こちら](#)をご覧ください

（3）代理人が受領する場合、上記に加え、以下の2点

- ・代理人の身分証明書
- ・申請者自筆入りの委任状（NOTARY PUBLICでNOTARIZEされたもの。但し、病気等の理由で郵送申請をされ、医者からのレター等を提出された方は、NOTARIZEされたものでなくても可。申請人が未成年で法定代理人が受領する場合は、委任状は不要です）

（4）郵送申請の際に当館へ送付された申請書のコピー（引換券の代替）